

## 物流対策調査事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する物流対策調査事業業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の目的

産地間競争に打ち勝つため、本県の大消費地に近い地理的優位性を生かした物流や有利販売に向けて、2024年以降の流通構造の変化や本県産青果物の流通実態や本県のもつ強みに対する実需者ニーズ、鮮度保持技術及び他県の先進事例などを調査し、効率的な流通体制の構築に係る課題の抽出とその解決策及び県産青果物の競争力強化のための施策について整理する。

### 2 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、3の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲との協議の上、行うものとする。

#### (1) 法改正の状況調査業務

物流業界における2024年問題に関連する法制度や国の動向等を整理し、青果物の全国的な流通について、今後どのような課題が発生しうるか提示すること。

##### ①調査内容

- ア 働き方改革関連法に関する物流業界の動向及び課題の整理
- イ 物流総合効率化法に関する情報の整理
- ウ 国土交通省及び農林水産省の対応状況の整理
- エ 全国的な流通構造の変化に対する分析予測
- オ 上記アからウが本県物流に及ぼす影響の予測

##### ②その他

- ・調査の実施に際し、書籍類の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

#### (2) 先進事例の調査

青果物産地におけるDX化や輸送拠点の集約化、商物分離の取組など、2024年問題の解決に向けて既に取り組んでいる先進的な事例について調査を行うこと。

##### ①調査内容

- ・現地調査 概ね2事例

##### ②その他

- ・調査の実施に際し、書籍類の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

#### (3) 本県産青果物の物流環境調査

本県を取り巻く青果物流通の課題を整理し、本県青果物の流通・販売チャネルの特徴を踏まえて選択した品目における競争環境の変化を分析すること。

##### ①調査内容

- ア 本県産青果物の流通・販売チャネルの特徴
- イ 首都圏市場における輸送環境の変化
- ウ 物流2024年問題の影響が懸念される品目の整理
- エ 県内産地から首都圏市場の輸送時間概略図の作成
- オ ウで選定した品目における競合産地との物流環境の比較

②その他

- ・ウの品目は県内産出額の多い品目（いちご、トマト、にら、梨、なす、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、アスパラガス）及びリードタイムの延長の影響を受けやすい品目を選定すること
- ・エの輸送時間概略図の作成にあたっては、荷役・休憩等を含めた6.5時間線及び13時間線を記入すること
- ・調査の実施に際し、書籍類の購入費用、農産物の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

(4) 県内における流通実態把握のためのヒアリング調査

本県の青果物流通に係る主要な利害関係者へのヒアリング調査を実施し、実態の把握及び課題の抽出を行うこと。

①調査内容

- ・物流合理化（標準パレット導入、トラック予約システム、情報伝達の標準化等）に係る対応状況
- ・各者が現状で認識している課題
- ・鮮度に対する本県産青果物のアドバンテージ
- ・その他、必要と思われる事項

②調査先

- 県内農業団体（JA全農とちぎ、各農業協同組合）
- 栃木県内物流会社（JAグリーン及び運輸事業者概ね2社）
- 市場関係者（大田市場卸売業者及び開設者、豊洲市場卸売業者、宇都宮市場卸売業者及び開設者、仲卸事業者等）
- 小売業者（首都圏大手スーパー概ね2社）

③その他

- ・調査の実施に際し、書籍類の購入費用、農産物の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

(5) 2024年問題の解決に資する実証実験

本県産青果物の競争力強化につながる技術についての実証実験や情報システムの検証を行うこと。

①調査内容

- ア (3) ①ウで選定した主要品目における鮮度保持技術（包装資材や機器）の検証
- イ その他、必要と思われる技術の提案及び実証

②その他

- ・調査の実施に際し、農産物の購入費用、資材の購入費用、機器のレンタル料等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

(6) 講評

調査結果を踏まえ、競合産地と比較した本県産青果物の強み・弱みを整理し、物流2024年問題に係る流通の課題の解決策を提示するとともに、県産青果物の競争力強化に向けた提言を行うこと。

### 3 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

#### 4 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

#### 5 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第15号)に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。